

# 公共建築工事積算における共通費

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用（直接工事費）だけでなく、これらに含まれない共通的な仮設に要する費用（共通仮設費）や工事現場の管理運営に必要な費用（現場管理費）、受注した会社の継続運営に必要な費用や付加利益（一般管理費等）が含まれており、公共建築工事積算における工事費の構成を図1に示します。共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等

は共通費といい、以下では積算における共通費の算定方法を紹介します。

## 1 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用であり、その内容は表1のとおりです。

共通仮設費及び現場管理費については、積算基準

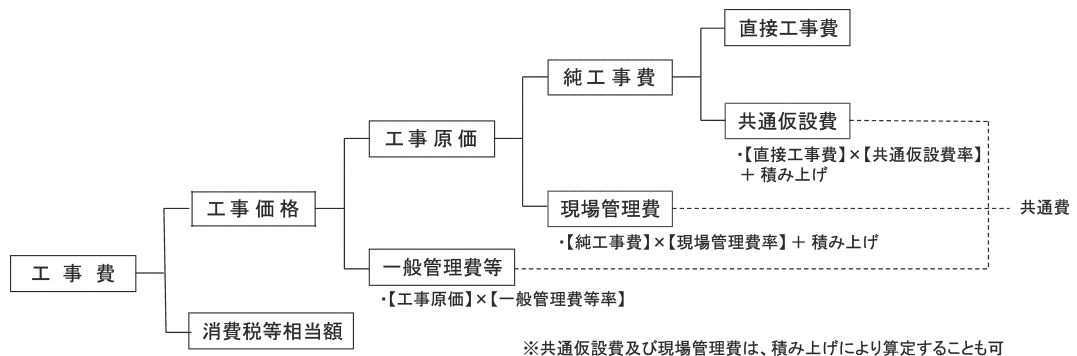


図1 工事費の構成

表1 共通仮設費

| 項目      | 内容   |
|---------|--|
| 準備費     | 敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用              |
| 仮設建物費   | 監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用               |
| 工事施設費   | 仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用               |
| 環境安全費   | 安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用 |
| 動力用水光熱費 | 工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等            |
| 屋外整理清掃費 | 屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用          |
| 機械器具費   | 共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用             |
| その他     | 材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用         |

と実際の現場の状況が乖離していないか把握するために毎年度モニタリング調査を実施しており、平成20年度のモニタリング調査結果による新営の建築工事における共通仮設費の構成を図2に示します。これらの結果はサンプル数が少ないこともあり、各年度の調査結果で変動するものですが、概ねの共通仮設費の傾向を見ることができます。共通仮設費の中でウエイトの高いものは、動力用水光熱費が約19%、揚重機械器具費が約18%、仮設建物費が約17%となっており、この3項目で過半を占めています。

共通仮設費の算定は、表1の内容について費用を積み上げによって算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定することとしていますが、通常では、共通仮設費率により算定し、共通仮設費率に含まれない仮囲いや揚重機械の費用は積み上げにより算定したものを加算します。共通仮設費率は、新営、改修の建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれで定めています。具体の共通仮設費率の算出方法については、公共建築工事共通費積算基準に定めており、国土交通省の官庁営繕のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/gobuild/>）でご覧頂くことができます（現場管理費及び一般管理費等に

についても同様です）。

## 2 現場管理費

現場管理費は、工事施工にあたり、工事現場を管理運営するために必要な共通仮設費以外の費用であり、その内容は表2のとおりです。また、平成20年度モニタリング調査結果による新営の建築工事における現場管理費の構成を図3に示します。ウエイトの高い項目は、従業員給与手当が約63%、法定福利費が約14%であり、この2項目で7割以上を占めており、現場管理費の大部分が人件費で占めていることが分かります。

現場管理費の算定は、表2の内容について積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費（直接工事費+共通仮設費）に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定することとしていますが、通常では、現場管理費率により算定し、連絡用要員の配置など表2に含まれない内容が設計図書に特記されている場合は、これらについて別途積み上げにより算定したものを加算します。現場管理費率は、共通仮設費率と同様に、新営、改修の建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれで定めています。

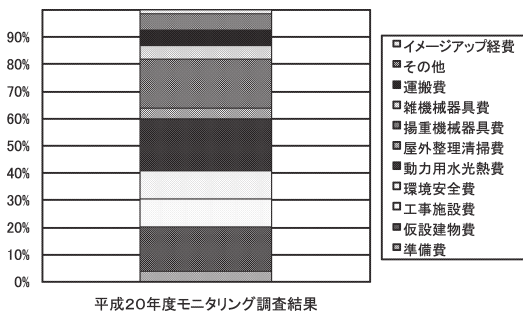


図2 新営建築工事の共通仮設費の内訳構成

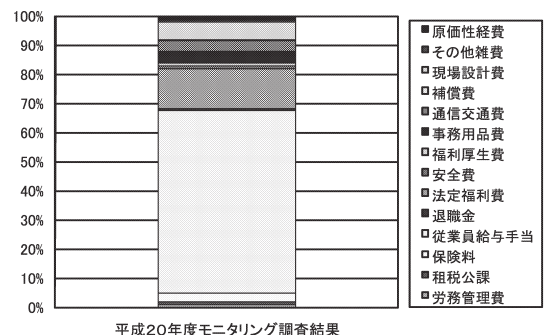


図3 新営建築工事の現場管理費の内訳構成

表2 現場管理費

| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| 労務管理費    | 現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・募集及び解散に要する費用</li> <li>・慰安、娯楽及び厚生に要する費用</li> <li>・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用</li> <li>・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用</li> <li>・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用</li> <li>・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</li> </ul> |
| 租税公課     | 工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用   |
| 保険料      | 火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料  |
| 従業員給料手当  | 現場従業員の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与  |
| 施工図等作成費  | 施工図等を外注した場合の費用   |
| 退職金      | 現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金   |
| 法定福利費    | 現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額   |
| 福利厚生費    | 現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用   |
| 事務用品費    | 事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用   |
| 通信交通費    | 通信費、旅費及び交通費  |
| 補償費      | 工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。  |
| 原価性経費配賦額 | 本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額   |
| その他      | 会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用  |

### 3 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費と付加利益からなる工事施工にあたる受注者の継続運営に必要な費用であり、一般管理費の内容は表3のとおりです。一般管理費の内容は本社の運営経費になるので、工事の内容によって決まるものではなく、ま

たその内訳構成も会社によって異なるものです。

一般管理費等の算定は、工事原価（直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費）に対する比率（以下「一般管理費等率」という。）により算定します。なお、契約保証費については必要に応じて別途加算することとしており、また前払金の支出割合に応じて一般管理費等率を補正することとしています。

表3 一般管理費

| 項目      | 内容  |
|---------|---|
| 役員報酬    | 取締役及び監査役に要する報酬                                  |
| 従業員給料手当 | 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）           |
| 退職金     | 本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）    |
| 法定福利費   | 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 |
| 福利厚生費   | 本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用   |
| 維持修繕費   | 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等                       |
| 事務用品費   | 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費             |
| 通信交通費   | 通信費、旅費及び交通費                                     |
| 動力用水光熱費 | 電力、水道、ガス等の費用                                    |
| 調査研究費   | 技術研究、開発等の費用                                     |
| 広告宣伝費   | 広告、公告又は宣伝に要する費用                                 |
| 交際費     | 得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用                          |
| 寄付金     | 社会福祉団体等に対する寄付                                   |
| 地代家賃    | 事務所、寮、社宅等の借地借家料                                 |
| 減価償却費   | 建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額                         |
| 試験研究償却費 | 新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額                    |
| 開発償却費   | 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額     |
| 租税公課    | 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課                   |
| 保険料     | 火災保険その他の損害保険料                                   |
| 契約保証費   | 契約の保証に必要な費用                                     |
| 雑費      | 社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用               |

## 4 公共建築工事共通費積算基準の改定の取り組み

共通仮設費及び現場管理費の算定方法については、現行の算定方法の策定から10年が経過しており、現場の運営状況等も変化しているものと考えられることから、平成22年度末の改定を目的に、共通費実態調査を実施しているところです。

前述のとおり、共通仮設費及び現場管理費は基

本的には工事規模により決定されるものとなっています。ただし、その内訳項目を見てみると、工事規模の他にも工期に影響を受ける費用が多くあることが分かります。実態調査結果の分析にあたっては、共通仮設費及び現場管理費の工期に対する影響を分析し、これらの関係が明らかになれば、その結果を基準に反映させることとしています。